

題解決のための「機動的業務」が強調されたところであり、間もなく（狭義の）研究活動を中心にすべきであるとの反動を招くこととなった。センター設立5年後に現在の研究所体制が整い、研究集団としての研究業務の質の向上が課題となり、そのための取組が戦略的に展開された時期があった。

- 現時点では、研究所としての体制・インフラストラクチャー整備と研究活動に関して、必要条件を満たす状況に達したと認められることから、研究所の運営方針と手法を1段階進めて、“次世代”を狙う戦略に切り替える時期を迎えているとの認識となっている。すなわち、4部門から構成され、リハビリテーション、医療、研究、人材養成の機能の集積が同一の組織として設置されている世界的に希有な専門家集団を、これからさらに活性化し、いかにより質の高い社会貢献に結びつけるか、という課題への挑戦に、研究所も参加し一翼を担わなければならない。
- 研究所の重層的な属性の一つである「センターを構成する一部門としての属性」から演繹される役割の担い手として、研究所がセンター内の臨床現場と共同して進めてきた現実の問題を解決する取組の事例としては、病院と連携して進めてきたシーティングクリニックや網膜色素変性症の原因遺伝子探索、更生訓練所における理療教育現場での情報機器の活用などがある。また、センター全体の事業の中で研究所が重要な役割を担って進められている事業としては、前出の高次脳機能障害支援モデル事業および高次脳機能障害普及事業、並びに、新たな取組である発達障害支援事業などがある。これらは、各部門の専門家達の連携が効果的に進められている事例でもある。

#### **(イ) センター業務と研究所業務の相乗効果を狙って**

- 研究所の特色を遺憾なく発揮するためには、課題設定のプロセスを工夫することが重要と考える。とかく研究現場は、研究課題の選択・設定にあたって研究者の研究遂行上のさまざまな便宜を優先しがちであり、しばしば自己完結的な課題で満足してしまう傾向に陥り、その結果、他分野との連携による効用を過小評価することがしばしば生じる。今後は、障害当事者が抱える課題を解決することに、より一層力点を置いて研究課題の選択・設定を行う。すなわち、病院、更生訓練所という臨床並びにリハビリテーションの現場との連携を意識的に展開し、障害当事者主体の課題選定を行って研究を推進する。
- そのためにも今後の課題として、センターの各部門の効果的な連携を実現するための総合調整部門の確立が喫緊の課題でもある。その中で、研究所は障害者のQOLの向上と就労支援というセンターのミッションを果たすために今後センターとして取り組むべき横断的課題を、率先して主導していく役割があるものと考えている。センター業務と研究所業務の相乗効果を発揮させるマネジメントと、それを可能とする機構的工夫こそがポイントである。

### ③ 研究所の現状の課題

#### ア 研究所のミッションとその達成へのアクションプラン

##### (ア) 現状

- 研究所のミッションは「障害者の社会参加とQOLの向上を促進するための支援システム、支援技術に関する研究開発」としている。研究所は早くからR I (Rehabilitation International: 国際リハビリテーション協会) の活動や米国連邦政府教育省のN I D R R (国立障害リハビリテーション研究機構) 等とのコンタクトを積極的に行い、障害者政策、リハビリテーション、福祉機器等の国際的な活動に参加し動向を把握する取組を行ってきており、その中で研究所のミッションの議論が行われてきた。
  
- 現状においては、ミッション設計の「A. “研究所”としての属性」に関しては、課題の選定、研究の遂行、発表論文等に代表される業績の取り纏め、研究支援体制の状況から、アクションプランの策定と実施が研究所を主体として行われていると考えられる。また、「D. 障害者基本法さらには国連の障害者権利条約の理念の実践主体としての属性」に関しても、研究所の運営方針に常に掲げることにより、課題設定に反映されていることからアクションプランに結びついているものと判断される。
  
- しかしながら、「B. “施設等機関”であるセンターを構成する一部門としての属性」の観点、および、「C. 厚生労働省社会・援護局の内局として障害保健福祉部の所掌の下にある機関としての属性」の観点に関しては、具体的なアクションプランが立案される状況に至っていない。ただ、C. の視点からのミッションを立派に果たしてきている事例として、高次脳機能障害支援モデル事業の計画・立案、実施での経験がある。この事例を経験したおかげで、センターとしてもこのような事業の位置づけへの共通認識が芽生え、また推進のためのノウハウの蓄積も行われたと考えられる。現時点では高次脳機能障害支援普及事業、並びに発達障害支援事業への取組が進められている。

##### (イ) 課題

- 次世代のリハビリテーション研究を担う国立の研究所としては、単なる“研究所”としての機能を果たすだけでは不十分である。研究所は、新生国立障害者リハビリテーションセンターのミッション設計との摺り合わせをしつつ、“次世代”のミッションを構築しなければならない。特に、研究所が自ら設定するミッションと、ステークホルダーである納税者が研究所に期待するミッションとの乖離をタイムリーに見直し修正することが求められる。具体的には、障害者基本法さらには国連の障害者権利条約の理念の実践主体として、新しい支援システム、支援技術に関する研究開発と情報発信を担当することを明確にするものでなければならない。

併せて、今後も、障害への取組のオピニオンリーダーとしての役割を果たす効果的な取組とそのための努力を続けることが必要である。

- 「A. “研究所”」としてのミッションの設定とその達成に向けてのアクションプランは、センターとしての方針を踏まえながら研究所が主体的に策定してきているものの、狭い意味での研究指向が強い傾向にあったことは否めない。研究所が掲げているミッションを達成する努力はなされているものの、まだまだ不十分である。
- 専門分野の内外の技術動向・研究動向の情報以外に、国の科学技術政策、厚生労働省の障害保健福祉政策をはじめ、研究資金の提供窓口の政策等の情報をタイムリーに入手する必要があるので、これらの情報を効率よく入手し分析する方策が必要である。
- 「B. “施設等機関”であるセンターを構成する一部門としての属性」の観点からのアクションプランに関しては、次節で論じる。
- 「C. 厚生労働省社会・援護局の内局として障害保健福祉部の所掌の下にある機関としての属性」の観点からのミッションに関するアクションプランの策定に関しては、現時点では何らフォーマルな仕掛けは存在しない。極めて属人的な関係で行われていると思われる。

## イ センター内での研究所の役割

### (ア) 現状

- 平成18年度に総長から「国立身体障害者リハビリテーションセンターの展望」が示され、その中で、「各部門の一体的・効率的運営」が謳われるなど、センターの中にあった部門間の連携を阻害する雰囲気急速に払拭されつつある。また、前節の「②研究所を取り巻く環境とその変容」で述べた研究活動の社会的意義の変化や障害概念の転換などの世界的な動きが反映していることもあり、研究所はセンターの総合的なミッション達成への取組に積極的に参画しようというスタンスが明確になってきている。
- その結果、部門間を横断するいくつかの取組が行われてきている。最も目覚ましい成果を上げている取組の一つに以前から現場の研究者や実務者の間で進められてきていたシーティングクリニックと網膜色素変性症の原因遺伝子探索（病院-研究所）がある。その他にも理療教育における情報機器の活用（更生訓練所-研究所）、前出の高次脳機能障害支援モデル事業および高次脳機能障害普及事業（センター各部門）、新たな取組である発達障害支援事業（センター各部門）など、部門間を横断するいくつかの取組が実績を上げている。
- しかしながら、センターの中で研究所が果たすべき役割は、「調査および研究」であり、厚生労働省組織規程によれば、「研究所は、身体障害者のリハビリテーションに関し、調査及び研究を行うこと（更生訓練所の所掌に属するものを除く。）」[第694条]と規定されている。この規程からは、研究所が他部門と“連携”する必然性はなかなか

読みとることが難しい。因みに、他部門との連携を進めることが困難であった過去の経験を払拭できず、研究所内で完結する課題に拘る傾向が強いことも実情である。その中で、研究所は「障害者の社会参加とQOLの向上を促進するための支援システム、支援技術に関する研究開発」という研究所のミッションを果たす上で、病院や更生訓練所等の臨床現場との連携の必然性の根拠を演繹して業務を推進してきている。

- なお、センター全体のインフラストラクチャーである情報処理システムや情報ネットワーク（LAN）の運用管理においても研究所が重要な役割を果たしている。

## （イ）課題

- 研究所が、リハビリテーション・医療・研究・人材養成の機能とその専門家集団が集積されている環境と組織力を活用し、リハビリテーション技術、福祉工学、さらには障害学の基礎と実践において“オンリー・ワン”、“ナンバー・ワン”の研究成果を挙げるためには、研究所の研究戦略と、他部門の運営方針との整合をとる必要がある。
- そのためには、研究の実施段階における連携はもとより、研究課題のプランニングの段階からの他部門との緊密な連携や、共有できる目的形成のための共同作業が不可欠である。今まではこのような取組をコーディネートする仕組みを機関として備えていなかったために、タイムリーでかつ効果的なアクションプランを作成することが困難であった。横断的な課題を吟味してセンター全体で研究開発戦略を練って各部門をコーディネートできる部署も設置されていない。
- 今後、センターが医療・福祉のニーズに応える臨床的・実践的研究開発成果を発信する機能を備えた障害保健福祉の分野での総合的なCOEを目指すとするならば、研究所が主導しつつ研究開発課題の設定を戦略的に企画立案する機能を有する部門が必要となるが、研究所はその基盤を提供する。先に指摘したような、4部門から構成され、リハビリテーション、医療、研究、人材養成の機能の集積が同一の組織として設置されている世界的に希少な専門家集団を、これからさらに活性化し、いかにより質の高い社会貢献に結びつけるか、という課題への挑戦に、研究所も参加し一翼を担わなければならない。その中で、研究所としても、このようなセンター全体の構成によって得られる地の利を活かした研究活動を今こそ強力に推進し、わが国の障害者の自立と社会参加を促進することに貢献するのみならず、世界に向けてユニークな情報を発信することを考えている。
- 現時点では、各部門の持てる能力と機能を実際以上に引き出すような相乗効果を生み出す段階には到っていない。連携の効果を発揮させるためには、各部門の事業計画の策定をはじめ、各部門が抱える課題への対策や業務の見直しなどにおいて組織全体を念頭に置いた作業が必要であるが、いわゆる縦割り組織の中で要素還元論的に部分最適化を図ろうという意識が強く、部門の業務や専門性を活かした総合的あるいは補完的な取組の提案や推進を行うには多大で余分なエネルギーを必要としている。

## ④ 今後のあり方

以上、研究所の概要・現況、研究所を取り巻く環境とその変容、研究所の現状と課題について検証した。ここでは、次世代のリハビリテーション研究を推進する研究組織として、早急に着手すべき課題を2つに絞って提案する。

### ア 戦略企画機能の強化

#### (ア) 提言

- 研究所に研究企画ユニットを設置し、センターおよびセンター研究所が推進すべき事業に関しての戦略を企画立案する機能の充実を図る。

#### (イ) 理由

- 研究所の重層的な属性を考慮した総合的な戦略を立案することが今後求められる。特に、研究所を取り巻く環境の変容を先取りして研究戦略と研究所運営戦略を策定することが不可欠になってきている。現在このような機能を発揮する仕組みは存在しないため、センターを取り巻く様々なレベルでの環境変化に基づいた、センターとしての研究戦略を十分には立案し切れていない。そこで、マクロな視点を取り入れた最適経営戦略を立てる機能を持つために、まず、研究所に研究企画ユニットを設置するとともに、その効果を検証する。これは研究のような創造的な事業を展開する機関には不可欠な機能である。

### イ 横断的プロジェクトユニットの創設

#### (ア) 方策

- 研究所の特色である従来の学際的構成を効果的に活かすために、問題解決指向の研究ユニットを、センター横断的に設置する仕組みを創設する。ただし期限付きとする。ユニットリーダーは必要に応じて外部から任期付きで任用することができるものとする。ユニットメンバーはセンター全体から選定する。

#### (イ) 理由

- 障害者の自立と社会参加を促し、QOLの向上に寄与する研究を推進するためには、その殆どの活動は医療サービスの専門家、福祉サービスの専門家、支援機器技術の専門家、心理的支援の専門家等の総合力を必要とする。特に当センターは、他の民間組織や大学では取り組むことが困難な重度障害者の自立と社会参加、就労支援などの課題、重度の発達障害者の就労支援、益々増加が見込まれる認知症者のQOL向上のための支援技術、医療と福祉のシームレス化など、障害の現場で未だに解決できていない課題や社会構造変化に伴う新たな課題の解決に取り組むことが期待されている。そこで、センターの多様な専門家と、必要に応じて招聘する外部研究者の協力により、課題解決型の取組を効果的に遂行出来る仕組みが必要となる。

## (4) 学院

### ① これまでの実績

○ 学院は、昭和54年7月のセンター開設当初において、旧国立聴力言語障害センター附属養成所をその前身として統合・設置された厚生労働省所管の専修学校であり、以来、センターの4大部門の1つとして30年近くにわたり、障害者のリハビリテーションに関する技術者の養成・訓練に取り組み、漸次、その拡充強化が図られてきた。

○ このうち、養成事業は、当初から設置された聴能言語専門職員養成課程に加えて、昭和57年度には、義肢装具専門職員養成課程を開設、平成2年度には視覚障害生活訓練専門職員養成課程及び手話通訳専門職員養成課程を開設、そして平成3年度には、リハビリテーション体育専門職員養成課程を開設した。

平成11年度からは、専門職員養成課程から学科別へ名称を変更し、言語聴覚学科（定員30名、修業年限2年）、義肢装具学科（定員10名、修業年限3年）、視覚障害学科（定員20名、修業年限2年）、手話通訳学科（定員30名、修業年限2年）及びリハビリテーション体育学科（定員20名、修業年限2年）の5学科体制となって現在に至っている。

5学科いずれも本邦初の設置学科であり、それぞれの分野での専門職養成を主導した意義と成果は非常に大きいと考える。特筆すべきは、義肢装具士が昭和62年に義肢装具士法が制定されたことにより国家資格となり、手話通訳士が平成元年に厚生大臣公認の手話通訳士制度の発足により国家資格となり、さらに言語聴覚士も平成9年に言語聴覚士法が制定されたことにより国家資格となったことである。このように新規の国家資格をもつ福祉・医療専門職の創設などに大きく貢献した。

この間、学院で養成したリハビリテーション関連技術者は、18年度末現在、累計で1,766人に達しており、本邦における福祉・医療の現場に大いに寄与することができた。

○ また、研修事業については、開設当初から、旧国立身体障害センター及び旧国立聴力言語障害センターで実施していた心理・職能判定員研修会等9種類の身体障害者福祉関係職員研修会を継続して実施し、その後、時代の要請に応えるため、漸次、研修会の種目の見直し・拡充を図り、19年度においては、23種類、延べ25回の研修会を実施することとしている。この間、学院で研修を受講した者は、18年度末現在、累計で22,585人を数えている。

この研修事業については、一部で関連職種の現任教育のみに止まらず研修受講が資格要件になっている研修会もあり、該当する専門職にとっては業務遂行上不可欠の制度となっている。

## ② 学院養成課程の現況と課題

- 言語聴覚学科、義肢装具学科、視覚障害学科、手話通訳学科及びリハビリテーション体育学科の5学科により構成される養成課程の入学資格はそれぞれに異なる。言語聴覚学科、視覚障害学科及びリハビリテーション体育学科の3学科では大学卒業であることを基本とし、手話通訳学科では高校卒業で20歳以上であることを基本とし、義肢装具学科では高校卒業であることを基本としている。ただし、近年における義肢装具学科の入学者は高卒の者は比較的少数に留まり、大卒者が多い。また、各学科共通して社会人としての経験を積んでから入学する者がいる。
- 入学者数について、言語聴覚学科と義肢装具学科は高い受験倍率を維持するとともに常に定員を満たしている。視覚障害学科と手話通訳学科の2学科は最近になって受験者数の低減を見ることとなり、19年度は定員を満たすことができなかった。また、リハビリテーション体育学科については、過去に学科のあり方について大がかりな検討がなされたにもかかわらず慢性的に定員割れの状態が続いていて、抜本的な解決を迫られている。
- 学院はセンターの一部門として更生訓練所、病院及び研究所とともに併立していることから、学生にとって医療から福祉までの現場に直接する教育環境にあるばかりでなく、教官自身にとっても研修の絶好な環境にある。現に更生訓練所、病院、研究所の職務を併任する教官の数は多く、福祉・医療現場と教育現場の橋渡しとなっている。
- 学院専任教員数は18名であり、法令上の基準を満たしている。また、センター内各部門の職員で講師として講義を受け持つ者も多く、これらの者の連携によって円滑な運営が確保されている。その他、外部からの講師も非常に多く、多職種、多様な機関からにわたっていて、学院の積年の連携の成果となっている。
- 言語聴覚学科、義肢装具学科及び手話通訳学科の3学科を卒業した学生のそれぞれの国家試験の合格率は、言語聴覚学科及び義肢装具学科ではこれまですべて100%であり、手話通訳学科では平成18年度の新卒受験者で25%であり、他校との比較の上で常に高率であった。また、就職について、手話通訳学科を除く4学科においてこれを希望する者のほぼ全員が就職していて、総じて関連職種に就いている。手話通訳学科では再受験に備えて卒後指導を希望する者を除いてほぼ就職を果たし、手話関連職種に就く者が多い。
- 卒業生の卒業後の活動について、いずれの学科についても多くが福祉・医療の現場で専門職として活躍していることは既述の通りであるが、特に言語聴覚学科及び義肢装具学科は国家資格化とともに養成校が多く新設され、そこで教員となっている者も少なくなく、さらには学会で指導的立場に立っている者も多い。これはこれまでに入学した学

生の質の高さを証明する事実として受け止められていて、今後においても保持されねばならない養成課程の重要な使命となっている。

### ③ 学院養成課程の中長期的課題と展望

- 言語聴覚士養成校は当学院を含めて59校を数えるに至り、大学院を併置する養成校も2校ある。このような外部環境にあつて、大卒を入学要件とする学院言語聴覚学科は、在籍する学生の質の優位性から、今後においても斯界の指導者を輩出することは想像に難くない。ただし、制度として学位取得が不能であることから、大学等の教員を目指す学生には卒業後に学位取得のために、さらに別の大学院に進学する必要があるなどの隘路がある。

義肢装具士養成校は当学院を含めて9校を数えるに至り、大学の学科として設置されている養成校も2校ある。その中で大学院の課程をもつ大学もある。学院義肢装具学科の卒業生の中にはこれらの養成校で指導的立場に就いている者もある。しかし、言語聴覚学科同様に大学で教員になろうとする学生は、卒業後他の大学または大学院に進学する必要がある。

手話通訳学科は他に養成校が1校あるものの、手話通訳士の需要に鑑み、当面は競争原理は働かない。しかし、大学全入時代にあつても、学院が専修学校のままであれば、卒業生は学士等の称号を得ることができず、考慮の余地を残す。正しくそれぞれの分野をリードしてきた3学科にあつてこそ、現場の専門職養成に留まらず教育、研究まで担える人材を輩出し、今後においても求められるそのような機能を十全に発揮するためには、卒業生に学士または学位を授与できるような組織に変革することは国家的に必要な施策である。

- 視覚障害学科及びリハビリテーション体育学科はそれぞれの分野で唯一の学校組織である。いずれも大卒を入学資格としていること、国家資格化がなされていないことで共通している。加えて大学院ではないので卒業時に学位を授与できないことも共通である。両学科で入学試験応募者が少なく、定員割れを生じていることに、資格と学位の欠如は深く関与していると考えられる。現在、視覚障害生活訓練専門職はかなり不足しており、控え目に見積もって、全国800人の増員が必要とされている。リハビリテーション体育についても、この学科の終焉はそのまま本邦における当該教育機関の消滅を意味する。しかるべき資格及び学位の授与は、これらの学科の存続、ひいては福祉・医療に欠くことのできない専門職の養成を維持することに寄与すると考えられる。

### ④ 学院養成課程の今後のあり方と取組

- 学院は、障害者に向けたリハビリテーション関係専門職員の養成・研修に当たる我が国唯一の国立国営の機関であつて、リハビリテーションの現場におけるサービスの質や水準を維持・向上・普及させる上で、最も重要な機関の一つであると言える。このため、



その取組を充実させることが、そのまま、わが国の障害者の生活の質の向上に直結する。当学院に、養成課程が初めて設置されたことなどを契機として、その国家資格化をみた言語聴覚士、義肢装具士及び手話通訳士は勿論のこと、視覚障害生活訓練専門職員やリハビリテーション体育専門職員のそれぞれの専門職種が、わが国における医療福祉の分野において役立っていることを見れば、この主張があながち誇張に当たらないことは明白であろう。したがって、学院がこれまでの経験と実績の積み重ねに裏打ちされた現在もち得る機能を、今後においても存続させることは必須の事項である。

○ 大学全入時代を迎え、学院の入学試験応募者は今後漸減すると考えられる。前述の通りにこれまで果たしてきた大きな役割を継続するためには常に優秀な学生を必要な数だけ確保する必要がある。そのために視覚障害学科及びリハビリテーション体育学科が養成する専門職にしかるべき国家資格を授与できるような制度の創設に取り組むべきである。そのためにはセンターが組織をあげて綿密な研究をなし、エビデンスを整備した上で厚生労働省に提言する体制を図る必要がある。

○ 一方で、卒業生に対して学士や学位の授与が可能となるような組織改組をも考慮すべきである。学士または学位の授与が可能になる教育機関とは、大学、大学校、専門職大学院である。現在、学院は厚生労働省に属する専修学校であり、教官は厚生労働教官の官職にある。仮に学院を大学に改組することができれば、学士や学位の授与は可能となろうが、学院が文部科学省を所管官庁とする大学に移行することには制度上の大きな困難が伴う。そればかりでなく、センターの各部門の取組を養成・研修事業を通して普及させること、センターが新たにに取り組む事業に有用な人材を養成することなどは、やはり通常の福祉系大学として実施することは困難であり、これを失えば学院の特色も失われる。

これらを可能としつつ各学科が抱える問題を解決するためには、「専修学校」から「大学」に変えるのではなく、厚生労働省所管の「大学校」への改組を視野に検討を進めることが現実的な対応であると考えられる。大学校にあっても、独立行政法人「大学評価・学位授与機構」の認定を得れば、学士、修士の学位を取得することが可能である。

ただし、学位を授与できる者について学校教育法では、「当該教育を行うにつき他の法律に特別の規定があるものに置かれる課程で、大学又は大学院に相当する教育を行うと認めるものを修了したもの」とされていることから、資格制度が確立していない視覚障害学科及びリハビリテーション体育学科については、当該認定を受けることが出来るかどうかという問題がある。今後は、資格に係る法整備も視野に入れた取り組みを、センターとして推進していくことが必要である。

○ 学院の使命を十全に果たすためには、既存の5学科の活動はもとより、共生社会の創造に向けて必要とされる新規の学科の創設についても議論を深めることが必要である。学院養成課程の歴史が福祉・医療分野での専門職の創設であったように、不断の改革により、時代の要請に応じて新規の専門職養成に先鞭を付けることは、時代をリードする当学院に課せられた最も大きな使命と言えよう。

## (5) 情報の収集・提供

- 情報の収集・提供についてはセンター横断の組織として情報委員会を設け、この中で情報の取扱方針及び対象となる情報の種類等を決定し、各部門が開発した情報やセンターの運営に関する情報等をセンターのホームページ、定期刊行物（国リハニュース）、シンポジウム等を通して企画課から発信する扱いとしている。
- しかし、前述したとおり国内外の最新情報を収集するための体制、また、これを効果的に発信するための体制は不十分なままとなっており、現状では視察の受入れや国際セミナー、国際協力の場における発信など、各部門における取組に委ねる形となっている。
- 障害者支援にかかるナショナルセンターとしての役割を発揮するためには、障害者団体や支援施設、障害当事者やその家族が求める情報を適時に収集し、これを利用しやすい形に編集して発信するための体制を確立することが急務である。
- このため、情報については自治体立のリハビリテーションセンターや民間施設、当事者団体等とのコミュニケーションを密にし、障害者施策全体の情報センターとしての認識を得たうえで、センターのホームページ上に情報専門のスペースを設けて登録者の責任によって情報掲載が行われるようにするなどの改善を図るとともに、アクセシビリティの向上、ホームページの団体等との相互リンクについても推進することとしたい。

## (6) 国際協力

- センターの国際協力事業については、センター横断の組織として国際協力事業推進本部及びその下部機関として国際協力推進連絡協議会を設置し、これらが活動計画の作成、協力の具体的実施にかかる課題の解決等に当たることとしている。
- 現状では、リハマニュアルを作成しWHOやその加盟国へ配布して技術の向上を支援しており、また、各国のリハビリニーズ調査などを実施し、WHO指定研究協力センターとして国際セミナーや各種シンポジウムを開催し、国内外へ情報の発信や啓蒙に努めているほか、JICA事業への協力、海外への直接協力等を行っている。
- 今後の課題としては、現在進めているWHOやJICAを通じた支援を更に充実させるとともに、独自の企画による支援についても強化していくことが必要と考えている。
- また、英語版ホームページの充実によって情報を直接発信するなどの支援、WHOやJICA以外の団体への協力関係の拡大なども重要であると考えている。

## (7) その他の課題

### ア センターの組織

- センター病院の事務部門については、設立時には20床という最小の規模であったことから管理部会計課に医事管理室を置いて会計課全体でその事務処理に当たることとし、その後の増床の際には管理部の組織のままに医事管理課に改組しているが、この体制が今日まで続いている。
- 研究所と学院の事務についても、設立時には事務を処理する組織が両部門になかったことから管理部企画課の組織として研究所係、学院係を設けており、事務関係の他の職種が両部門に配置された以降においても、この体制が存続している。
- センターの設立以来30年近くが経過しているが、組織の基本的枠組みはこのように設立時のままとなっており、それぞれの部門としての責任の所在が不明確になるなど、効果的な役割の達成に支障を生じていることが懸念される状況となっている。  
については、各部門の組織が部門長の下に明確に位置づけられ、部門に固有の課題等については部門一体となって取り組むことのできる体制とすることが必要である。
- また、単に未整理な部分の整理に止まらず、新たな時代に対応するためにセンターの各部門の事業を企画・調整し、その取組を支えることのできる総合調整部門を設置することが必要である。  
この成功のためには、センター職員に対し、各部門長からのラインによる指揮命令と、総合調整部門としてのプロジェクト的業務が規定され、部門横断的に矛盾なく遂行される体制の両様の整備が必要である。  
このため、総合調整部門の組織として各部門を横断する指揮命令系統であるユニット制等を敷き、総長の下に長期の展望に立って時々の課題に対して機動的に対処することのできる仕組とすることが必要であると考え。

### イ センターの施設

- センター創設30周年を間近に控え、各所に老朽化が目立ちはじめたほか、新たな耐震基準への適合等安全の確保、新たに取り組む障害分野に対応した施設整備、センター全体を高機能化させるための効果的再配置など、ハード面で改善しなければならない点も山積している。
- センター全体の中長期の目標を見据え、これに対応した施設となるよう、今後計画的に取り組むこととしたい。

### 3 今後の方向

障害者の自立と社会参加を実現するための、国レベルにおける実践部隊の中心が当センターである。地方自治体の障害者施策を牽引し、底上げするとともに、民間ではなかなか手が届かない重度の障害者を直接支援し、民間でも対応可能となるように研究開発を進め、あらたに浮上してくるリハビリテーションニーズへの支援技術を開発するなど、センターには時代とともに常に新たな役割が課せられる。

センターは、障害者支援にかかるナショナルセンターとして、研究所以外の部門においても、研究指向をもって、その能力、可能性の全てを発揮して、障害当事者と諸制度との橋渡し役、共生社会を目指しソーシャルインクルージョンを推し進めるエンジン役となるとともに、その実践から体得した知恵を障害者行政に活かすシンクタンクとしての役割を果たしていきたい。

様々な障害のある人々の社会参加のためには、あらゆる分野について、障害のない多数の者のみに配慮された状態から全ての人に適切に配慮された状態へと変化させてゆくことが必要である。配慮の平等化による万人の参加の実現、ここに今後の30年を展望する鍵、センターの目指すべき方向があると考えられる。

この中間報告は、このような問題意識の上から、センター内に各部門長等をメンバーとする「国立身体障害者リハビリテーションセンターのあり方に関する検討委員会」を設け、センターの将来構想（グランドデザイン）を中心に検討を重ね、結果を取りまとめたものである。

本中間報告においては、センターと地域との連携の強化、初期診療を担当する医療機関との連携、家族に対する支援、関係機関との協力体制の整備、センター周辺地域との関係の再構築、更には、高次脳機能障害者に対する支援体制について民間施設でも取組が可能な訓練プログラムの提示、病院退院後や更生訓練所修了後の地域生活への円滑な引継ぎなど、地域や他の機関、各自治体との連携ないし協力関係の構築が前提となる内容が多数取り上げられている。今後の30年を展望すれば、これら関係団体等との協力関係がなくては、センターの機能は発揮できない時代となっている。

今後は、各自治体や障害者関係機関はもとより、障害者医療を研究・開発する他の機関、介護保険事業者、地域における保健・福祉の推進主体等との連携を深めながら、子供から高齢者まで、障害のある人々がそれぞれの地域にあって共に充実した生活を営むことができる社会の構築に向け、関係行政との共同歩調を保ちつつ、センターの総力をあげて取り組んでいくこととしたい。

折りしも、厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部においては国立身体障害者リハビリテーションセンターの今後のあり方等を検討するための有識者会議が設置されることから、当センター自身が考えるこれまでの取組の成果及び今後取り組むべき方向について、有識者会議におけるご議論の資料に加えていただければ幸甚である。